

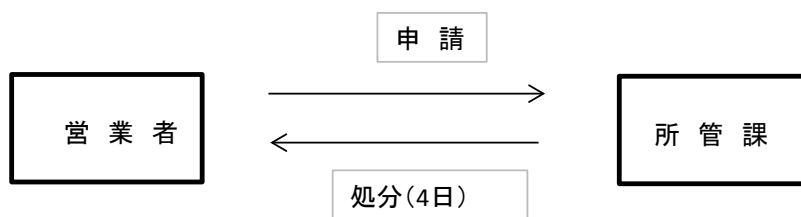
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 193

処 分 名	毒物劇物販売業の登録票の再交付	
処 分 の 概 要	申請に基づき台帳と確認、合致した場合、登録証を交付する。	
根 拠 法 令 名	毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年9月28日政令第261号)	
条 項	第36条第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		4日
標 準 処 理 期 間	計	4日
審 査 基 準	登録簿との一致が確認できること。	
【根拠法令等】	毒物及び劇物取締法施行令	
第36条	毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証を破り、汚し、又は失つたときは、登録票又は許可証の再交付を申請することができる。 2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。